



鈴木 孝寿 議員

新型コロナ 発生を想定した 準備状況は

町長 基本的には保健所の指示
に従い対応する

問 新型コロナウイルス感染症について、本町での発生を前提にした医療・福祉・教育施設等における準備状況を伺う。

町長 医療機関は、医療関係者の感染予防策の徹底、保健所との連携体制の構築、全職員の教育、感染対策を担当するスタッフによる巡回体制を整備しておくこととされている。福祉施設は、生活空間等の区分けに係るコミュニケーションや、人員体制に関する関係者との相談、物資の状況の把握を行うとともに、感染者が発生した場合の対応方針について、入所者や家族と共有しておくこととなっている。基本的には保健所の指示に従い対応するが、町としても日頃から情報交換を図り、行政上の対応などの必要性が生じた際



役場では飛沫感染防止対策として、パーテーションを各所に設置

問 新型コロナウイルス感染症の影響で予算執行ができない事業の今後の考え方は。

町長 執行できない事業等については、予算を減額することを基本に考えている。

教育長 児童生徒や教職員の感染が判明した場合、道教委から通知された文科省によるガイドラインに沿って対応することとしている。

問 3月議会における質問・質疑事項のその後の対応について、ふるさと納税活性化業務での担当課と委託業者との関係性についての調査報告と、その取り扱いについて伺う。

町長 担当課と委託業者との間でこれまでに3回程度の懇親会を行っているが、その行為内容について確認したところ、双方が正当な対価を支払って行われており、倫理規定の容認行為に当たると判断している。容認行為であっても、疑念を持たれない行動を取るよう指導していく。

教育長 対応の不利により深く責任を感じ、議場において職を辞する旨の発言をし、町長に進退を伺った。町長からは、「教育長としての責任の重さを自覚し、職務に精進するよっに」との命があった。私としては、今般の事態を教訓とし、今後とも自らを省みる姿勢を忘れることなく、なお一層、教育長の職務に邁進する所存である。



佐藤 幸一 議員

総務課参事を 増員した理由は

町長 副町長が不在の中、各種
施策を円滑に進めるため

問 4月の定期人事異動で総務課に参事が2名配属され、課長職は3名となった。「清水町職員の職の設置に関する規則」では「参事は上司の命を受け、課の専門の事務を統括する」となっているが、今回の人事異動の基本的な考えを伺う。

町長 今回の人事異動の目的は、①職員の人材育成として新たな考えや技術が身につく、仕事の幅が広がり、成長することへの期待。②適材適所の人員配置で、職員個々の実力を発揮する可能性への期待。③慣れによる仕事のマンネリ化、業務意欲低下の回避。④業務担当の長期化による公金や事務処理上での不正リスク回避の4点である。目的を達成し、組織力の維持・強化を図り、さまざまな行政課題に精力

的に取り組むことを今回の人事異動の考え方としている。

問 総務課に参事を増員したのは、新たな課題が生じたからなのか。課題が生じたとしたらそれは何か。

町長 新型コロナウイルス感染症対策等に全庁あげて取り組んでおり、副町長不在の中、各種施策を円滑に進めるため、参事を1名増員して庁内全体の調整を行っている。

問 総務課参事それぞれが専門の業務について伺う。

町長 1名は秘書・契約財産担当で、もう1名は防災・職員制度の担当となっている。

※副町長選任後、総務課参事は1名となっています。

問 フロイデの看板は町有地の不法占有に当たらないか見解を伺う。

町長 平成25年度から町有地の使用申請書の提出がないので、不法占有に当たると認識している。

問 明け渡しを求める措置を取らないこととの認識を伺う。

町長 相手方から使用申請書の提出がないことから、看板の撤去を求めている。



撤去等の対応を求めている看板

問 今後、不法占拠者に土地の明け渡し請求に係る訴訟の提起、その他必要な措置を講ずる考えはないか伺う。

町長 訴訟の提起は考えていないが、看板の老朽化により強風などで飛散の恐れもあるため、早急に撤去等の対策を講じるよう要請していく。

フロイデ看板 訴訟提起の考えは

町長 訴訟の提起は考えていない